

<規約 新旧対照表>

新	旧
<p>(幹事会)</p> <p>第15条 本会に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、役員及び幹事をもって構成し、会長が統括する。</p> <p>3 <u>原則</u>、幹事は、会長が会員（ただし外国特別会員を除く）の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>幹事が任期中に辞任した場合には、会長は、その残任期中において幹事の職務を行う者を、会員の中から指名することができる。</u></p> <p>7 <u>前項の指名をした場合には、当該指名後最初の総会に報告をするものとする。</u></p> <p>8 幹事会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催をすることができる。</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第15条 本会に幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、役員及び幹事をもって構成し、会長が統括する。</p> <p>3 幹事は、会長が会員（ただし外国特別会員を除く）の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 幹事会は、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催をすることができる。</p>